

# 裁判例に見る特別養子縁組制度のこれまでの課題

## —子の年齢、実親の同意に関する事例を中心に—

喜友名 菜織  
(兵庫県立大学)

### 1. はじめに

特別養子制度の円滑な利用を目的とする法改正が、2019年6月7日に実現した。改正の経緯および内容の詳細は他の論稿に譲るとして、本稿では、裁判例を紹介することで、改正が必要とされた背景を理解する一助としたい。

### 2. 特別養子制度とは

#### 1) 特色

「養子縁組」と聞くと、古くは、家産、家名、家業、家墓の継承のため、また現代では、老後の扶養や相続税の節税対策のために利用されるものとしてイメージされる。実際はこれ以外にも、自分の孫や再婚相手の子（いわゆる連れ子）の親権者となるため、あるいは、同性婚が承認されていない現状においては、同性カップルが家族としての法的な保護を受けるため等、様々な目的で利用されている。

養子制度は、親子の関係にない者を親子として承認する制度である。当事者間の合意と届出により、親子関係を人為的に作り出すことができる。養子制度には、こうした一般的な養子制度（これを、普通養子制度という）のほか、これから述べる特別養子制度がある。この二つの制度は、利用条件や手続き等、様々な点で違いが見られる。

特別養子制度においては、①実の親との法的な繋がり（主に、扶養・相続の関係）が切れ、②戸籍には、「養子」「養女」ではなく、「長男」「長女」といった実子記載がなされ、また、③離縁（養親子関係の解消）が原則として認められていない。このように養親を唯一の親としているのは、育ての親と子の心理的な結びつきを確かなものにし、それにより安定的な養育を確保するという趣旨による。したがって、利用目的も子の養育のためという一点に絞られている。

#### 2) 改正前の利用状況

1988年1月1日に施行された特別養子制度は、およそ30年の運用の蓄積を経て、2019年に法改正を迎えた（2020年4月1日より施行）。

従前、特別養子縁組は、年間どのくらい成立していたのか。司法統計年報によると、1989年度の1,223件をピークに、1999年度は381件、2009年

度は327件と横ばい状態が長らく続いていたが、2019年度には711件と大きく増加した。他方で、戸籍統計によると、養子縁組全体では、1999年度には78,787件、2009年度には85,094件、2019年度には72,737件の届出があり、これをふまえると、特別養子制度はあまり利用されていない（711件成立した2019年度においても、養子制度全体の0.98%を占めるに過ぎない）ことが分かる。

適切な養育者を必要としている子どもたちの置かれている状況についてはどうか。2018年2月1日時点において、里親には5,382人、乳児院には3,023人、児童養護施設には27,026人の児童が預けられている。いずれも、虐待（放任・怠惰、虐待・酷使、棄児、養育拒否）が委託理由の多くを占め、里親では39.3%、乳児院では32.6%、児童養護施設では45.2%となっている<sup>1)</sup>。なかには、頼れる大人もいないまま措置解除を迎え、自立を迫られる児童もいる。親子の再統合が見込まれない場合には、特別養子制度の利用を視野に入れる必要がある。しかし、統計を見る限りでは、特別養子制度が養育制度として普及しているといえるのか、疑問がある。何がこの制度の利用を困難にさせてきたのか。

#### 3) 利用条件

特別養子縁組により親子になるには、家庭裁判所の判断が必要となる。家庭裁判所においては、養親となることを望む者の申立てに基づき、以下の条件をすべて満たすかどうかを審理される（条文については、民法817条の2以下を参照）。

- ・養親となる者は、原則25歳以上の者で、かつ、夫婦であること
- ・養子となる者は、原則6歳未満であること
- ・実の親の同意があること
- ・子の利益のために特に必要であること
- ・6か月以上の試験養育を経ていること

実の親子の関係を断ち切るという制度上、利用にあたっては、厳格な条件が課せられている。なかでも下線部の2つの条件は、利用不振の主な要因として挙げられてきた。そこで、これらの条件が設けられた趣旨を確認したうえで、実際の事例から、当事者の置かれていた状況や運用の内実を把握してみたい。

### 3. これまでの課題—子の年齢—

#### 1) 問題の所在

民法817条の5は、特別養子縁組の申立て時点で6歳に達している子は、特別養子となることができない、と規定している。ただし、6歳に達する前から養親となる者に養育されている場合には、8歳未満でもよい、としている。

「原則5歳まで」とした立法趣旨については、次のように説明される<sup>2)</sup>。実の親子と同じような関係の形成が期待できるのは、幼少時から養育を行ってきた場合である。6歳以上の子は、就学し社会的な分別が生じているため、他者と親子関係を形成することが困難であるとともに、実の親との関係を切るのが妥当でない場合も少なくない。子どもの法的地位は、早期に確定されることが望ましい。普通養子制度があるため、特別養子の対象児を制限しても弊害は少なく、妥当性が明白な場合に限り利用を認めるのが相当である。将来、この制度が社会的に定着し、制度の理念が広く国民に理解されるようになれば、対象児を拡大することも十分考えられる。

はたして、低年齢の児童だけをこの制度の保護の対象とするのは妥当なのか。それを検討する素材として、子の年齢が争点となった裁判例を紹介する。

#### 2) 広島家庭裁判所1988年3月12日審判（家庭裁判月報40巻7号192頁）

本件は、普通養子縁組により養親となった夫婦が、待ち望んでいた特別養子制度の導入が実現したことを機に、特別養子縁組の申立てを行ったという事案であるが一制度施行当初は、こうした普通養子縁組からの転換事例が多く見られた一、本件申立て時、子は8歳3か月になっていた。

裁判所は、当事者が特別養子縁組を決断するために必要な猶予期間を設けるために例外的に8歳未満まで認めた立法趣旨<sup>3)</sup>に従い、「更になおそれの以上の例外を認める訳にはゆかない」として、特別養子縁組の成立を認めなかった。

#### 3) 長崎家庭裁判所諫早出張所2011年2月24日審判（家庭裁判月報64巻9号52頁）

実子に恵まれなかった夫婦A Bは、特別養子縁組を視野に入れて里親登録をした後、児童相談所から、生後間もなく棄児として保護され乳児院に入所していたC（当時3歳9か月）を紹介された。

A BはCと面会や外出による交流を続け、児童相談所も里親委託を決定する予定であったが、Aに手術を受ける必要が生じ、同決定は延期された。術後、Aが職場に復帰した頃、Cは6歳になっていた。その後、児童相談所によって里親委託が決定され、CはA Bに引き取られたが、この時点で6歳2か月、特

別養子縁組の申立て時には7歳11か月になっていた。

裁判所は、外泊を含む交流という程度では養育されているとはいえないとした。また、児童相談所による里親委託決定時を養育の開始時と見るのが相当であるとし、本件では、Cが6歳に達した時点で里親委託が決定されていなかったことから、8歳未満でもよいと規定する例外事由に該当しないと判断し、特別養子縁組の成立を認めなかった。

#### 4) 福岡高等裁判所2012年2月23日決定（家庭裁判月報64巻9号48頁）

3)の判断を受け、A Bは、高等裁判所に対して、不服申立て（以下、抗告という）を行った。

裁判所は、当初予定していた里親委託決定はAの入院により延期されたが、決定自体が取りやめとなったわけではないこと、AはCが6歳になる前には日常生活に復帰しており、それ以降、A Bは週ごとの外泊を含めそれまで以上の頻度・密度をもってCと交流してきたこと、CがA Bとの生活を望むようになる等、良好な関係を築いていること、児童相談所もA BとCが特別養子縁組を行うものと認識し指導を行ってきたこと等が認められるとした。

そのうえで、A Bによる養育は、Aが日常生活に戻りCと密接な交流を再開した頃、すなわち、Cが6歳に達する前から行われており、例外事由に該当すると判断して、特別養子縁組の成立を認めた。

#### 5) 小括

裁判例からは、2)のように年齢を超過している場合には、門前払いのような形で処理せざるを得ないこと、また、超過寸前で申立てに及んだ<sup>3)</sup>と4)のように、例外規定の文言を裁判官がどのように解釈適用するのにかよって同じ事案でも結論が大きく変わる場合があることが示されている。

特別養子制度は、子の養育を保障するという理念を謳うが、歴史的経緯としては、望まない妊娠により生まれた子を、実子を欲する者に合法的に託す方法として考案されている。実子を欲する者は、貰い子本人にも周囲にも本当の親子と思われることを強く望んでいた。物心のつかない乳幼児という限定は、そのような実情に即して制度創設の審議がなされた名残であり、この制度の児童福祉制度としての位置づけを不鮮明にしてきた。

年齢という線引きによって、親に恵まれない子どもたちが親を得る機会を逸していることは、児童福祉に関わる重大な問題であるといえる。1946年に制定された児童福祉法ないし1994年に批准された子どもの権利条約は、18歳未満の者を「児童」とし、その福祉や権利擁護を図ることとしている。これに照らし、対象年齢を引き上げ、養育制度としての普及を図るべきであると指摘されてきた。

#### 4. これまでの課題—同意の拒否—

##### 1) 問題の所在

特別養子縁組が成立すると、実の親は、親としての法的地位を喪失することになる。そのため、民法817条の6により、実親の同意が必要とされている。

ただし、「意思を表示することができない場合」あるいは「虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合」には、同意は不要となる。所在不明等、同意を得ることが困難な場合や、いたずらに同意を拒否するような場合にまで実親の同意を必須とすると、子の福祉が損なわれるおそれがあるためである。

このように、同意を不要とする例外事由は、子の福祉を保護するために置かれている。しかしながら、その文言はきわめて抽象的である。例えば、「虐待」とは、子を身体的・精神的に苛酷に取り扱うこと、「悪意の遺棄」とは、正当な理由がないのに子を放置し、養育義務を著しく怠ること、「その他養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合」とは、父母の存在自体が子の利益を著しく害する場合をいうとされる<sup>4)</sup>。

では、育ての親と子の間では愛情や信頼に基づく強い絆が築かれているのに対し、実の親にはわが子を育児放棄した過去があるという場合に、裁判所はどのように例外事由を解釈し、特別養子縁組の成否を判断するのか。それに関する裁判例を紹介する。

##### 2) 大阪家庭裁判所1988年6月17日審判(家庭裁判月報41巻3号169頁)

実子に恵まれなかった夫婦A(76歳)とB(53歳)は、Cを引き取り、2歳の時から4年間、実子同様に養育してきた。Cの両親は、実母が実父に内緒でサラ金業者から借金をしていたことが原因で夫婦喧嘩に発展し、実母が子どもたちを置いて家出した後、離婚するに至った。二人姉弟のCは、姉とともにABに引き取られた後、ABの普通養子となった。BはCの伯母(実父の姉)にあたるが、CはABを本当の両親と思っている。

Cの実父は、叔父としてCの成長を見守っており、特別養子縁組に同意している。他方、実母は、子どもたちのことは始終心にかけており、Cとの親子関係を切る考えはないと述べ、同意していない。

裁判所は、実母の同意がなく、また、同意を不要とする例外事由にも該当しないと、特別養子縁組の成立を認めなかった。

##### 3) 大阪高等裁判所1988年10月27日決定(家庭裁判月報41巻3号164頁)

ABは、2)で示された判断を不服として抗告し、次のように主張した。実母の態度からは子どもに対

する愛情のかけらも感じられない。自分の身勝手な都合で養育義務を放棄し、Cを悪意で遺棄した。特別養子縁組に同意しない合理的な理由はなく、ABに対する嫌がらせや意地であって、Cの真の幸福を願う母親なら同意を与えるのが当然の義務である。

この主張に対し、裁判所は、離婚については実母に有責性があり、子どもたちを置いて家出した時点では愛情を疑わしめるものがあるが、収入がようやく安定し、子どもたちのために役立てようと貯金を始める等、その後の行動から判断すれば、愛情のかけらもないとまで断ずることはできず、現時点ではCを悪意で遺棄しているとは認め難いとした。

さらに、Cの姉については、ABと普通養子縁組を行っておらず、将来実父に引き取られる可能性もあり、その場合、その子と実母の親子関係は存続することになるから、Cについてのみ親子関係を終了させることがCにとって真の幸福であるかはとにかくに断定し難く、実母の同意拒否は、肉親の情としてやむを得ないものがあるとして、特別養子縁組の成立を認めなかった。

##### 4) 青森家庭裁判所五所川原支部 2009年5月21日審判(家庭裁判月報62巻2号137頁)

里親登録をしていた夫婦ABにはすでに実子がいたが、Cを引き取り、1歳10か月の時から5年以上にわたり養育を行ってきた。ABに引き取られる前、Cは、実の両親のもとでネグレクト状態に置かれ、児童相談所への通告や乳児院への入所措置が繰り返されていた。その後、両親は離婚した。

Cの親権をもつ実母は、別の男性と同棲しており、特別養子縁組に同意している。実父は、別の女性とその連れ子とともに転居し、再婚後、その女性との間に4人の子をもうけた。実父は、Cを引き取りたいと述べ、特別養子縁組に同意していない。

裁判所は、実父の妻の連れ子や再婚後もうけた子どもたちについても、児童相談所への虐待通告や施設措置等が繰り返されていること、親権者変更の手続きを行いCを引き取ると言いながら、何ら着手していないこと、Cの将来にとってきわめて重要な家庭裁判所調査官による調査に全く応答せず、実父の陳述を聴くために指定された審判期日にも連絡なく出頭しなかったこと等が認められるとした。

そのうえで、実父の同意拒否は、親としての気持ちの表れである面を否定できないものの、CをABから引き離すことはCに混乱と打撃を与えるだけでその福祉に沿わないこと、実父による養育は子の福祉の観点から問題があること、Cの良好な成育状況のある程度認識しながらいたずらに特別養子縁組に反対する実父の行動は、Cの将来にわたる安定的な成育環境を阻害する結果をもたらしかねないこと等から、実父の不同意はCの健全な成育の著し

い妨げとなるもので、「養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合」に該当すると判断し、実父の同意なしに特別養子縁組を成立させた。

## 5) 小括

立法時より改善の必要性が認識されていた前項で取り上げた子の年齢とは異なり、運用のなかで次第に明らかになってきたのが、(次項で述べる撤回も含めた) 実親の同意に関する問題である。

実親の意に反する特別養子制度の利用は、わが子を手放したくない生みの親と、試し行動等の困難な時期を乗り越えながら親子としての絆を築き上げてきた育ての親との間で対立や葛藤を生じさせ、子を巡る奪い合いの様相を呈する。「血は水よりも濃い」「生みの親より育ての親」とも表現されるように、血縁や愛情はアイデンティティを形成する重要な要素となるが、その価値を秤にかけ二者択一を迫るという性質が、特別養子制度にはある。

裁判所(国家機関)としては、何よりも、国家によって子が不当に生みの親から引き離されることのないよう、慎重な判断を行わなくてはならない。そのような立場から実親の同意を不要とする例外規定を見ると、その文言があまりに抽象的であることから、白地規定とも裁判官泣かせともいわれてきた。特に、育児放棄は、子の生命や安全を脅かすことが明白な身体的虐待や性的虐待の場合とは異なり、父母との関係性をただちに切るべきであるとまで断言できない難しさがある。その意味で、ここに挙げた裁判例は、決め手にすべき判断材料をいくつか提示してくれている。

例えば、2) と3) では、養子となる者に兄弟姉妹がいる場合や親族間(本件では伯母夫婦と甥)で利用する場合に、特別養子制度の利用が相応しいのかが検討されている。また、言及されていないが、実親による不当な干渉や妨害がないことや、親子らしい年齢差についても考慮すると、親子関係が切れぬ普通養子制度の有用性が見えてくる。しかし、どの程度の育児放棄を以って例外事由である「悪意の遺棄」に該当するのかは、明示されていない(「悪意の遺棄」が解釈適用された公表裁判例は見当たらないため、今以って不明である)。

そして、4) は、わが子を思う親の情愛に理解を示しながらも、その言動が伴っているのか、実親の行状や育ての親との分離が子の成育にどのような影響をもたらすことになるのかを、詳細な事実認定に基づき客観的に判断しているという特色がある(次項の4)を先例として参照したうえで判断したものと推察する)。

## 5. これまでの課題—同意の撤回—

### 1) 問題の所在

実親の同意については、同意の撤回という問題もある。特別養子縁組が成立すると、親としての地位を失うことになるため、同意は、実親の自由な意思に委ねるべきであるとして、同意の撤回を制限する規定は置かれなかった<sup>5)</sup>。

撤回やその時期に関する規定がないことから、特別養子縁組の成立を認める判断が下された後に実親が同意を撤回するという事態が起こり得る。こうした撤回を認めてしまうと、それまでの審理手続きが無に帰り、それにより子が不安定な状況に置かれることになる。そのため、裁判所としてはどのように処理すればよいのかが問題となった。それが争点となった裁判例を紹介する。

### 2) 静岡家庭裁判所1989年11月6日審判(家庭裁判月報42巻6号51頁)

夫婦A Bは、Cを引き取り養育してきた。Cの両親は不仲で、実母がCを置いて実家に戻った後、離婚した。実父は、勤務医で経済力はあるが、夜勤等があり現実の養育能力はほとんどなく、Cを特別養子にするよう自分の方からA Bにお願いしている。実母は、当初子どもは要らないと拒否していたが、今回事情を知り、Cへの愛情はあるが、自分の経済力や将来を考えると、自分が引き取り養育するのは無理であるとして、特別養子縁組に同意した。

裁判所は、特別養子縁組の成立を認める判断を下したが、その後、実母が同意を撤回した。

### 3) 東京高等裁判所1990年1月30日決定(家庭裁判月報42巻6号47頁)

2) でなされた同意の撤回に対し、裁判所は、手続きの安定と子の福祉を害するおそれがある一方で、特別養子縁組は家族関係に重大な変更をもたらすことや、同意の撤回を制限する規定が置かれていないことを考慮し、特別養子縁組を認める審判が告知された後であっても、これが確定していない間であれば、同意の撤回は許されるという判断を示した。

そのうえで、実母の真意や今後の対応策等について、原裁判所(本件では静岡家裁)で審理を尽くしたうえで、同意を不要とする例外事由に当たるかどうかを判断するのが相当であるとした。

### 4) 福岡高等裁判所1991年12月27日決定(家庭裁判月報45巻6号62頁)

本件は、夫婦A BとCとの間の特別養子縁組の成立を認めた福岡家庭裁判所小倉支部の判断(公刊物未掲載)を不服として、実母が抗告した事案である。

実母は、前夫との間で二児をもうけたが、前夫が愛人をつくり、また、覚醒剤所持等で逮捕されたことから離婚し、妻子ある別の男性との間でCをもうけた。実母は、Cを里子に出すことを希望し、施設

に入所させた。その後、前夫との間の子一人を養育することになったが、前夫の連帯保証人になっていたことから債権者に追われ、仕事も不規則であるため、自分の姉に子の面倒を見てもらっている。

A Bは、Cとの特別養子縁組について実母との間で念書を取り交わし、Cを施設から引き取った後、申立てを行った。実母は、家庭裁判所調査官からの調査呼び出しに応じず、その理由を尋ねても、仕事の都合や体調不良等、曖昧な返答をするだけであった。また、借金の返済に金が必要であるとして、A Bに対して、Cを特別養子にする条件として金銭の貸与か支払いが必要であるかのように受けとれる言動に及んだ。A Bはこれを拒否したが、その後、実母は、家庭裁判所調査官に対して、調査呼び出しに応じなかったのは、Cの一生に関わる問題ですぐに結論を出したくなかったからで、自分で養育する気持ちに変わったと述べ、同意を撤回した。

裁判所は、実母がCを養育できる生活環境にないこと、Cを引き取る意思があれば、仕事を理由に出頭できないとは考えられないこと、施設入所中のCの安否を施設に尋ねることも少なかったこと、実の親子のように馴染んでいるA BからCを引き離すことはCに混乱と打撃を与えるばかりで、その福祉に沿わない状況に至った後に同意が撤回されたこと等が認められるとした。

このことから、生みの母としての心情に酌むべきものはあるが、同意やその撤回を巡る事実関係は、子の福祉という観点から客観的に見れば、「養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合」に該当すると判断し、実母の同意なしに特別養子縁組を成立させた。

## 5) 小括

裁判例からは、3) や4) で示されたように、実親が同意を撤回した場合には、まずは撤回を認め、次に同意を不要とする例外事由に該当するのかを判断するという対応がとられていることが分かる。

法の欠缺により審判確定前までは無制限に撤回できたことから、不服申立てが可能な期間(家事事件手続法86条により、2週間とされている)に実親が覆してくるのか、その場合に裁判所は同意不要と判断してくれるのか等、育ての親と子は気が休まらない状況にさらされていた。

一方、実親が同意の撤回に至る背景は、わが子との縁が切れることに思い悩み、逡巡の末に行われるものから、4) のように、育ての親が置かれている脆弱な立場一里親子の間に法的な親子関係はない一につけ込み、わが子を取引の材料に利用しようとする悪質なもので、様々である。そして、3) に見られるような翻意は、養子に出すことに比較的前向きな望まない出産の場合にも起こり得る。

## 6. おわりに

ここまで、子の年齢および実親の同意に焦点を当て、数少ない公表例のなかから特別養子縁組の成否について判断の別れた事例を紹介し、当事者の置かれている状況や裁判所における運用について概観してきた。

多様な家族の営みに即して事例毎に判断する必要性から、裁判官には広範な裁量権が付与されている。裁判例を見ても、断絶に慎重でかつ実親の意向を重視する立場と、安定的な養育環境の確保を重視する立場があることが分かる。このように、文言解釈や判断にバラつきが生じており、当事者にとっては判断の予測がつかず一申立てや抗告をしてみないことにはどう転ぶか分からないうえに、そのような行動に及ぶことで実親との溝が深まることになる一、精神的な負担となってきた。

法改正に先駆けて行われた調査によると、全国の児童相談所(209か所)によるあっせんのもと、2014年度と2015年度の2年間で計610件の特別養子縁組が成立していたが、特別養子縁組を検討すべきであった事案288件のうち、実親の同意(197件[68.4%])、子の年齢(46件[16.0%])、養親候補者の不存在(35件[12.2%])等が障害となり、申立てが断念されていたことが明らかになった<sup>6)</sup>。このことから、厳格な条件に加え、同意の有無を重視する裁判実務が消極的な利用を助長させてきたことが窺える。

2019年の法改正では、子の年齢がついに引き上げられ(原則15歳未満、例外的に18歳未満とし、15歳以上の者については、本人の同意が必要となる)、実親の同意についても、撤回を制限する規定が置かれることになった(家事事件手続法164条の2第5項により、出産から2か月経過した後の同意、家庭裁判所調査官の調査を経て家庭裁判所に書面を提出して行った同意、審問期日になされた同意は、撤回できない)。こうして、特別養子制度に関する改正議論は一段落した。

しかし、これで終わりというわけではない。例えば、同意を不要とする規定それ自体には、手が加えられなかったため、白地規定の解釈適用に関する課題は、そのまま引き継がれている。また、子を巡る親どうしの対立や葛藤を顧慮すると、子の福祉を保障する方法として、特別養子制度だけが最善の選択といえるのか、検討する余地がある。さらに、出自を知る子の権利に関する議論との関連では、生みの親と交流する機会を得られるようその仕組みを整える等、養子縁組後のアフターケアの拡充も課題となっている。この考察については、別の機会に行うこととしたい。

本稿が、特別養子制度や親子法についての理解を深める一つの機会になれば幸いである。

## 注

- 1) 厚生労働省子ども家庭局厚生労働省社会援護局障害保健福祉部「児童養護施設入所児童等調査の概要（平成30年2月1日現在）」pp. 2-4
- 2) 細川清(1993)『改正養子法の解説』法曹界, pp. 82-83
- 3) 細川・前掲注2) p. 84
- 4) 細川・前掲注2) pp. 95-97
- 5) 細川・前掲注2) pp. 94-95
- 6) 第10回児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会「資料3 特別養子縁組に関する調査結果について（平成29年1月16日）」pp. 23-25

## 参考文献

- ・磯谷文明(2020)「特別養子縁組制度の課題——実務の視点から」論究ジュリスト32号, pp. 26-33
- ・喜友名菜織(2019)「親子断絶型の児童福祉制度の目的と機能：特別養子縁組制度の見直しに関する民法等の一部改正を踏まえて」法学セミナー63巻11号, pp. 1-4
- ・鈴木博人(2014)『親子福祉法の比較法的研究 I—養子法の研究—』中央大学出版部
- ・鈴木博人(2020)「未成年養子制度の制度的課題」論究ジュリスト32号, pp. 10-17
- ・中川高男(1986)『第二の自然—特別養子の光芒』一粒社
- ・日本家族〈社会と法〉学会編(2009)『特別養子制度20年：子どもの幸せを求めて』日本加除出版社
- ・山口敦士(2020)「特別養子縁組制度の改正」論究ジュリスト32号, pp. 18-25
- ・米倉明(1998)『特別養子制度の研究』新青出版
- ・法務省「特別養子制度の見直しに関する要綱案（平成31年1月29日）」  
<https://www.moj.go.jp/shingil/shingi04900397.html> (2022年2月18日参照)